

優秀選手・チーム指定要領

1 目的

全国大会で優秀な成績を収め、当該年度の国民体育大会において入賞が期待される「チームやまぐち」の主力となる選手を「優秀選手・チーム」として指定し、その活動を支援することにより、山口県代表選手としての誇りと自覚を促すとともに、県内定着やふるさと選手の活用等を促進させ、「チームやまぐち」の一層の競技力向上につなげる。

2 指定競技

国民体育大会正式競技41競技

3 指定区分及び指定基準

(1) 優秀チーム指定

個人の対戦ではなく団体で対戦する、以下の競技種別については、個人を選定することが困難なため、当競技種別において当該年度の国体に参加するために結成され、入賞が期待されるチーム（競技種別）を山口県体育協会が選定し、国体（ブロック大会を含む）出場選手を対象にチーム指定を行う。

水泳（水球）、サッカー（全種別）、ホッケー（全種別）、バレーボール（全種別）、バスケットボール（全種別）、ハンドボール（全種別）、軟式野球（成年男子）、ソフトボール（全種別）、ラグビーフットボール（全種別）

(2) 優秀選手指定（通常指定）

(1)において指定されない選手について、次に掲げる①～③のいずれの条件も満たす選手について、競技団体の推薦に基づき、個人指定を行う。

①山口県からの出場

当該年度に開催される国民体育大会に山口県から出場する予定の選手

②期待度

当該年度の国民体育大会での入賞が期待される選手

③実績

入賞が期待される根拠となる実績（過去2年間において、国民体育大会で入賞又は国民体育大会と同等以上のレベルの大会で国体入賞に匹敵する実績）を有すること。

ただし、特に競技水準が高く、中央競技団体の選抜するナショナルチームに選出された団体競技の選手については、②期待度、③実績を要件としない。

(3) 優秀選手指定（S級指定）

優秀選手（通常指定）のうち、次に掲げる①かつ②または③を満たす選手

- ①前年度の国民体育大会において優勝又は準優勝した選手
- ②次に開催される国体で、3位以内入賞が期待される選手
- ③オリンピック選手等、著しい実績が認められる選手

4 指定期間

- (1) 指定の日から指定年度の3月31日までとする。
- (2) 指定の日は、県代表として当該年度の国体参加予定選手（中国ブロック大会を含む。）が各競技団体においてほぼ確定した際に、山口県体育協会と協議して定める。

5 指定の方法

- (1) 優秀チーム指定は山口県体育協会において選定、それ以外については競技団体の長から推薦書（様式第1号）の提出を受け、山口県競技力向上対策委員会委員長が指定する。
なお、競技団体の長は、指定に先立ち、様式第2号により成年種別については選手本人、少年種別については、選手本人及び保護者の承諾を得ることとする。
- (2) 競技種別において結成されるチームの監督及び選手本人から様式第3号により指定辞退の申し出があった場合は、競技団体及び山口県体育協会の了承を得て辞退することができるものとする。

附 則

- この要領は、平成26年4月1日より施行する。
- この要領は、平成27年4月1日より施行する。
- この要領は、平成28年4月1日より施行する。
- この要領は、平成29年4月1日より施行する。

優秀選手指定要領

(全国都道府県対抗駅伝競走大会)

1 目的

全国大会で優秀な成績を収め、「チームやまぐち」の主力となることが期待される選手を「優秀選手」として指定し、その活動を支援することにより、山口県代表選手としての誇りと自覚を促すとともに、「チームやまぐち」の一層の競技力向上につなげる。

2 指定競技

陸上競技（全国都道府県対抗駅伝競走大会）

3 指定基準

次に掲げる（１）～（３）のいずれの条件も満たす選手とする。

（１）山口県からの出場意志

今後開催される全国都道府県対抗駅伝競走大会に山口県から出場する意志がある成年選手

（２）指定の限度枠

男女ともに成年の区間数に２を加えた数以内とする

（３）実績及び期待度

全国都道府県対抗駅伝競走大会において、「チームやまぐち」の入賞に貢献することが期待される、全国規模の大会で入賞した選手又は同等以上のレベルの大会で入賞に匹敵する実績を残した選手

4 指定期間

指定の日から指定年度の３月３１日までとする。ただし、競技団体の推薦に基づき、継続指定することを妨げない。

5 指定の方法

（１）一般財団法人山口県陸上競技協会の長から推薦書（様式第１号）の提出を受け、山口県競技力向上対策委員会委員長が指定する。

なお、競技団体の長は、指定に先立ち、様式第２号により承諾を得ることとする。

（２）選手本人から様式第３号により指定辞退の申し出があった場合は、競技団体及び山口県体育協会の上承を得て辞退することができるものとする。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日より施行する。